

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

総務大臣 石田 真敏

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 日本郵便株式会社は、施行日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条第一項に規定する郵便に関する料金（実施期日が施行日以後であるものに限る。）を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。